

# 電子契約の導入について

電子契約とは

今後どのように変わるのか

電子契約を利用するには...

# 電子契約の導入について

## 【導入の目的】

ペーパーレス化, 事業者様の負担軽減(押印不要, 印紙不要)を目的に導入

## 【導入時期】

令和6年10月1日以降の発注案件から導入

## 【対象業務】

予定価格130万円以上の「建設工事」「工事を伴う建設コンサル」を対象

⇒電子入札案件と同様（郵便入札案件は今までどおり書面での契約）

※変更契約を含む。（ただし、工期の都合で例外あり）

電子契約の導入について

電子契約とは

今後どのように変わるのか

電子契約を利用するには...

# 電子契約とは

弁護士ドットコム監修

## 契約締結から契約書管理まで可能な クラウド型の電子契約サービス

契約交渉済の契約書をアップロードし、相手方が承認するだけで契約を結ぶことができます。  
書類の受信者はクラウドサインに登録する必要がありません。



電子契約の導入について

電子契約とは

今後どのように変わるのか

電子契約を利用するには...

# 今後どのように変わるのか

- ➡ 『指名通知（公告）』から『開札』まで

○現状と変更ありません

- ➡ 『開札』から『契約』まで

建設リサイクル法該当工事の場合

落札後、財政経営課から落札者へ「説明書等」の提出を依頼しますので、**工事担当課宛**にメールで「説明書等」を提出してください。（3日以内目安）

※説明書等の内容確認後、工事監督員から財政経営課へ提出されます。

○開札から3日後を目安に契約書をアップロード（メールで通知）しますので、  
契約日までに内容の確認と承認をお願いいたします。

# 今後どのように変わるのか

## ▶ 『契約』から『工事着手』まで

○「仲裁合意書」の提出は不要となります。

### 契約保証を東日本建設業保証（株）の電子保証とする場合

「電子保証にかかる『認証キー』のお知らせ」を財政経営課宛にメールで提出してください。

※東日本建設業保証（株）を書面で保証を受ける場合や、東日本建設業保証（株）以外から保証を受ける場合は現状どおり証紙の原本を提出してください。

### 建設業退職金共済事業（建退共）の掛金を電子で支払う場合

「発注者提出用の収納書」と「建設業退職金共済事業証紙購入状況報告書」を財政経営課宛にメールで提出してください。

## 今後どのように変わるのか

| 財政経営課<br>zaimu@vill.tokai.ibaraki.jp | 事業者様       | 工事担当課<br>課ごとのアドレス |
|--------------------------------------|------------|-------------------|
| 落札通知                                 |            |                   |
|                                      | リサイクル説明書   |                   |
|                                      |            | 確認済リサイクル          |
| 契約書アップロード                            |            |                   |
|                                      | 契約書承認      |                   |
| 契約書承認                                |            |                   |
|                                      | 保証・建退共（電子） |                   |

電子契約の導入について

電子契約とは

今後どのように変わるのか

電子契約を利用するには...

# 電子契約を利用するには...

## 【利用の登録】

- ・ 利用にあたっては事前の登録をお願いいたします。  
⇒ 契約の前までに利用の登録が済んでいれば利用可能です。

## 【登録の方法】

- ・ 村HPに掲載されている「電子契約利用届」に必要事項を記載し、  
メール/郵送/持参いずれかの方法で、財政経営課にご提出ください。  
※ 代理人として契約に関する権限の委任を受ける者を登録する場合は、  
委任状を添付してください。

## 【登録の変更】

- ・ 村HPに掲載されている「電子契約登録事項変更届」に必要事項を記載し、  
メール/郵送/持参いずれかの方法で、財政経営課にご提出ください。